

法第14条第1項に基づく指定の申請書に必要な書類

書類は2部（正本・副本）提出してください。
図面は、方位がわかるように記入してください。

	注意点	チェック欄
1	申請に係る土地の周辺の地図 (施行規則第56条第1項第1号)	
2	申請に係る土地の範囲を明らかにした図面 (施行規則第56条第1項第1号)	
	申請に係る土地の周辺状況が分かるもの。	
	土壌汚染状況調査の対象地を図面にて示す。 設定した起点及び区画を示し、格子を回転させた場合はその旨分かるように記載する。 また、申請する区画（汚染があった区画）についても示す。	
	土壌調査の概要	
	下記を参考に概要を記載する。	
	3-1 調査対象地の地番	
	—	
	3-2 調査期間	
	全体の調査期間、段階ごとの調査期間及び分析期間を記載する。	
	3-3 面積	
	調査対象となる面積を記載する。	
3	3-4 調査・分析機関	
	指定調査機関、分析機関、指定番号等を記載する。	
	3-5 分析・試料採取方法	
	物質ごとに分析方法を記載する。 土壌調査に係る採取方法を記載する。	
	3-6 試料採取対象物質	
	選定した理由及び物質ごとの汚染のおそれの区分について記載する。	
	3-7 調査地点数	
	物質ごとに分けて示す。	
4	調査対象地の土壌汚染のおそれの把握に係る書類 (地歴調査結果)	
	記載する内容は、市条例に基づく「資料等調査結果報告書」の記載例を参考にし、土地の利用履歴、有害物質取扱状況等について記載する。 また、汚染のおそれの区分図を作成し添付する。	
5	試料採取地点図	
	起点を明記したメッシュ図を用い、試料採取する地点を図で示す。区画を統合する場合は統合したことを明記し、統合後の区画の面積を示す。 なお、区画の中心以外で試料採取する場合は地点の選定理由を記載する。	
6	調査結果一覧	
	調査結果を表などにまとめ、基準不適合である区画を示し基準不適合面積及び基準不適合である物質の名称等を記載する。 なお、含有量基準が不適合であれば、汚染土壌の直接摂取の経路が遮断されていること（舗装、立入禁止等）を記載する。	
7	申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面（施行規則第56条第1項第4号）	
	区画ごとの試料採取地点を示し、基準不適合だった物質が分かるように示す。	
8	試料採取状況等の写真	
	写真ごとに採取地点・採取日が分かるように示す。	
9	濃度計量証明書	
	土壌ガス調査を実施し、濃度計量証明書が発行されない場合は、土壌ガスチャートを添付する。	
10	公図※の写し	
	公図上に対象範囲を示す。（必要に応じて合わせ公図を作成する） また、土壌汚染が確認された区画がどの筆に該当するか分かるようにする。	
11	申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類（施行規則第56条第1項第4号）	
	調査対象地のすべての地番に係る登記事項証明書※を添付する。	
12	【申請者以外に申請に係る土地の所有者等がいる場合】 所有者等全員の申請することについての合意書 (施行規則第56条第1項第5号)	
	書式は問わず、当事者間で合意を得たことが分かる書類を添付する。	
13	自然由来特例区域、埋立地特例区域 又は埋立地管理区域に該当すると思われる根拠資料	
	自然由来特例区域、埋立地特例区域又は埋立地管理区域のいずれかに該当する場合は、根拠資料を添付する。	

※登記事項証明書、公図の取得について・・・法務局で取得することができます。
オンラインによる交付申請を行うことでも取得可能です。

○横浜地方法務局川崎支局
住所：川崎市川崎区宮前町12-11川崎法務総合庁舎
電話：044-244-4166

○横浜地方法務局麻生出張所
住所：川崎市麻生区上麻生1丁目3-14川崎西合同庁舎
電話：044-955-2222